

山陽小野田市建設工事における週休2日工事实施要領

令和7年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、建設産業従事者の就労環境を改善し、持続可能な建設産業を構築するため、建設産業における週休2日の実現に向け、週休2日の確保に取り組む工事の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 現場作業着手日から現場作業完了日までの期間（年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、市があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責めによらない理由により現場作業を余儀なくされる期間等）を除く。）をいう。
- (2) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (3) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所の日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準以上に達する状態をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (4) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (5) 週休2日工事 週休2日の確保に取り組む工事をいう。
- (6) 週休2日工事（現場閉所型）・通期 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (7) 週休2日工事（現場閉所型）・月単位 対象期間内でさらに連続する全ての4週間（28日）において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

- (8) 週休 2 日工事（交替制）・通期 対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保する取組をいう。
- (9) 週休 2 日工事（交替制）・月単位 対象期間内でさらに連続する全ての 4 週間（28 日）において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保する取組をいう。
- (10) 週休 2 日工事（現場閉所型） 週休 2 日工事（現場閉所型）・通期及び週休 2 日工事（現場閉所型）・月単位をいう。
- (11) 週休 2 日工事（交替制） 週休 2 日工事（交替制）・通期及び週休 2 日工事（交替制）・月単位をいう。
- (12) 補正係数 週休 2 日工事を行う場合の直接工事費及び共通仮設費（積算分）に計上される単価について補正する係数のことをいう。

（適用範囲）

第 3 条 この要領は、市が発注する建設工事（営繕系工事及び土地改良系土木工事を除く。）のうち、現場作業を行う期間が 1 週間以上の全ての工事について適用する。ただし、週休 2 日工事（交替制）においては、技術者及び技能労働者が従事する期間が 1 週間以上の全ての工事とする。

（発注方式）

第 4 条 前条に規定する工事の発注方式は、発注者指定型の週休 2 日工事（現場閉所型）・通期又は週休 2 日工事（現場閉所型）・月単位とする。

2 次に掲げる現場閉所が馴染まない工事の発注方式は、発注者指定型の週休 2 日工事（交替制）・通期又は週休 2 日工事（交替制）・月単位とする。

- (1) 緊急性が高い工事
- (2) 通年維持工事等で休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇）に作業が必要な工事
- (3) 連続施工せざるを得ない工事
- (4) 社会的要請により早期完成が望まれる工事

3 現場作業着手前に限り、受注者が市と協議した上で、週休 2 日工事（現場閉所型）は週休 2 日工事（交替制）に、週休 2 日工事（交替制）は週休 2 日工事（現場閉所型）にそれぞれ変更することができる。

- 4 前3項の規定にかかわらず、週休2日工事（現場閉所型）及び週休2日工事（交替制）のいずれの実施も困難であると認められる工事は、週休2日工事の対象としないことができる。

（周知方法）

第5条 市は、週休2日工事の発注に当たっては、公募資料及び現場説明書に発注方式を明示するとともに、施工条件書に週休2日工事の適用について明示するものとする。

- 2 市は工期の設定に当たっては、「土木工事における適正な工期設定の考え方（山口県）」に基づいて行うものとする。

（実施方法）

第6条 市及び受注者は、契約後速やかに、第3条第5号から第8号までに規定するいずれの週休2日工事を実施するかを協議するとともに、必要工期について確認を行う。

- 2 受注者は、市が示した工期を延長したい場合には、計画工程表を市に提出しなければならない。この場合において、工期の延長が必要と認められるときは、市は、速やかに工期の延長に係る契約変更を行うものとし、受注者は、契約後の市との協議により決定した週休2日工事の実施内容を確実に履行するものとする。

- 3 受注者は、現場作業着手後に週休2日工事を実施できないことが判明した場合は、速やかに市と協議しなければならない。この場合において、現場作業着手後に次に掲げる理由により工期の延長が必要となったときは、市は、速やかに工期の延長に係る契約変更を行うものとする。

- (1) 市及び受注者により協議した実施内容の条件に変更が生じたとき。
- (2) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生したとき。
- (3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じたとき。
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じたとき。
- (5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じたとき。

（週休2日の確認方法）

第7条 週休2日工事（現場閉所型）において、災害時等の緊急対応又は品質

管理、安全管理等のため、現場閉所を計画していた日（以下「休工日」という。）に現場作業を行う場合は、原則として、当該休工日の属する週において休工日を振替できるものとする。

2 受注者は、週休2日工事（現場閉所型）に係る工事完了後、監督職員に対し、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間における実施工程管理シート（様式1号）を提出し、監督職員又は検査職員が求める場合においては出面表等の根拠資料を提示しなければならない。ただし、現場閉所の状況を確認できる資料の提出をもって実施工程管理シートの提出に代えることができる。

3 受注者は、週休2日工事（交替制）に係る工事完了後、監督職員に対し、技術者及び技能労働者が従事した期間における実施工程管理シート（様式1号）を提出し、監督職員又は検査職員が求める場合においては出面表等の根拠資料を提示しなければならない。ただし、技術者及び技能労働者の勤務状況が確認できる資料の提出をもって実施工程管理シートの提出に代えることができる。

（経費の補正方法）

第8条 工事に係る経費（以下「経費」という。）の補正に係る補正係数は、別紙のとおりとする。

2 経費の補正は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 週休2日工事（現場閉所型）において、次項に定める週休2日工事（現場閉所型）・通期の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を設定するものとし、受注者が週休2日工事（現場閉所型）・月単位を実施するとした場合で、この達成が確認されたときは、月単位の補正係数を各経費に乗じた上で契約変更を行うものとする。なお、4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行うものとする。

(2) 週休2日工事（交替制）発注時は、次項に定める週休2日工事（交替制）・通期の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を設定するものとし、受注者が週休2日工事（交替制）・月単位を実施するとした場合において、この達成が確認されたときは、週休2日工事（交替制）・月単位

の補正係数を各経費に乗じた上で契約変更を行うものとする。ただし、4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正を減額する契約変更を行うものとする。

(工事成績評定)

第9条 受注者が週休2日工事（現場閉所型）・月単位又は週休2日工事（交替制）・月単位を実施するとした場合は、これの達成が確認されたときに、工事成績評定の考査項目別運用表において加点するものとする。

(工事標示板)

第10条 週休2日工事の受注者は、週休2日に取り組んでいる旨を、工事標示板に明記するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(山陽小野田市土木系工事における週休2日モデル工事試行要領の廃止)

2 山陽小野田市土木系工事における週休2日モデル工事試行要領（令和4年10月1日制定）は、廃止する。

【土木工事】、【機械設備工事】

＜補正係数（週休２日工事（現場閉所型）・通期）＞

それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、**別表**に示す補正係数を乗じるものとする。

１）４週８休以上（現場閉所率 28.5%（８日／２８日）以上）

- ・ 労 務 費 １．０２
- ・ 機械経費（賃料） １．０２
- ・ 共通仮設費率 １．０２
- ・ 現場管理費率 １．０３

＜補正係数（週休２日工事（現場閉所型）・月単位）＞

それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、**別表**に示す補正係数を乗じるものとする。

１）４週８休以上（現場閉所率 28.5%（８日／２８日）以上）

- ・ 労 務 費 １．０４
- ・ 機械経費（賃料） １．０２
- ・ 共通仮設費率 １．０３
- ・ 現場管理費率 １．０５

＜補正係数（週休２日工事（交替制）・通期）＞

技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。
なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、**別表**に示す補正係数を乗じるものとする。

１）４週８休以上（休日率 28.5%（８日／２８日）以上）

- ・ 労 務 費 １．０２
- ・ 現場管理費率 １．０１

＜補正係数（週休２日工事（交替制）・月単位）＞

技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。
なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、**別表**に示す補正係数を乗じるものとする。

１）４週８休以上（休日率 28.5%（８日／２８日）以上）

- ・ 労 務 費 １．０４
- ・ 現場管理費率 １．０３

（注１）適用する積算基準により補正する経費対象が異なる場合の取り扱い

積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用する。

別表

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名 称	区 分	補正係数			
		現 場 閉 所		交 替 制	
		通 期	月 単 位	通 期	月 単 位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設 置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤 去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設 置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤 去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設 置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤 去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設 置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤 去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設 置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設 置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤 去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植 栽	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪 定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

別表

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名 称	区 分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表層被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

別表

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数(下水道工事)

名 称	区 分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
	取付管布設及び 支管取付工	1.01	1.02	1.01	1.02